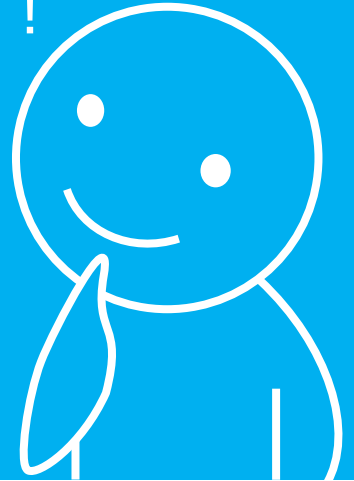


UIJターン若者就職奨励金

【UIJターン就職者用】

前橋市って、結構住みやすいかも？！
前橋市で就職しようかな？？

群馬県外から前橋市に移住して、
前橋市内の中小企業に就職した
方に奨励金を交付します。



【対象者】

下記の条件を全て満たす40歳未満の若者

- 1 UIJターンによって前橋市に転入し、平成28年8月2日以降に市内中小企業に就職した方。
- 2 前橋市に転入後6か月以内もしくは転入前3か月以内に就職（正規雇用）し、その後6か月以上継続して勤務している方。
- 3 奨励金交付後も前橋市に住み続ける意思がある方。
- 4 市税を滞納していない方。

【交付金額】

支給対象者1人につき5万円

- * 配偶者またはその他扶養親族とともに転入した場合は、それぞれ25,000円を加算。
ただし、1世帯につき合計10万円を上限とします。

【申請方法】★様式は市ホームページをご確認ください。

就職後（転入日が雇用開始日より遅い場合は転入後）6か月経過した日から**3か月以内**又は3月30日のいずれか早い日までに、次の書類により申請してください。

- 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - 2 雇用契約書等（雇用開始日や労働条件等が記載されている書類）
 - 3 戸籍の附票等（UIJターンの状況が分かるもの）
 - 4 雇用保険の加入が確認できる書類
 - 5 健康保険と厚生年金の加入が確認できる書類
 - 6 市税完納証明書
 - 7 誓約書（様式第2号）
 - 8 その他参考となる書類
- ※交付決定後、奨励金交付請求書（様式第4号）により請求

★**Uターン**…前橋市から群馬県外に転出して1年以上経過した後、再び前橋市内に転入した人

★**Iターン**…群馬県外から前橋市内に転入した人（群馬県外から群馬県内の大学に進学し、卒業後前橋市内の中小企業に就職した人も含む）

★**Jターン**…前橋市外から群馬県外に転出し、前橋市内に転入した人

★詳しくは、前橋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/021/p016272.html>

【お問い合わせ】前橋市役所 産業政策課 雇用促進係 TEL:027-898-6985

